

東京学芸大学附属特別支援学校校則の一部改正について

改正理由：学期について実態に則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (学期) 第9条 学年を次の2学期に分ける。 前期 4月1日から<u>10月の校長が定める日まで</u> 後期 <u>10月の校長が定める日の翌日から3月31日まで</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この校則は、令和7年11月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (学期) 第9条 学年を次の2学期に分ける。 前期 4月1日から<u>10月第2金曜日</u>まで 後期 <u>10月第3月曜日</u>から3月31日まで 〔省略〕